

平成 30 年度 第 2 回江戸川区地域自立支援協議会 議事録要旨（案）

< 開催概要 >

日 時 平成 30 年 11 月 1 日（木） 午後 1 時 30 分～午後 2 時 51 分
場 所 グリーンパレス 千歳・芙蓉
出席者 小川会長、戸倉副会長、川野委員、清藤委員、庄司委員、堀江委員
茅原委員、松本（勝）委員、菅委員、松本（俊）委員、川島委員
秋元委員、矢田委員、亀田委員、中島委員、木村委員、梅澤委員

次 第 1．開 会
2．議 事
（1）江戸川区の地域共生社会における障害者支援について
（2）情報共有・その他
3．閉 会

< 議事要旨 >

開会時刻 午後 1 時 3 0 分

障害者福祉課長

定刻となりましたので、これより平成 30 年度第 2 回江戸川区地域自立支援協議会を開会します。終了は、午後 3 時を予定していますので、よろしくお願ひします。

初めに、本日の出欠状況についてご報告します。

佐野委員、前田委員、鈴木委員につきましては、ご都合により欠席のご連絡をいただいています。

続きまして、事務局より本日の配布資料の確認をさせていただきます。

資料確認

障害者福祉課長

それでは、ここからの進行につきましては、会長にお願いしたいと思ひます。よろしくお願ひします。

会長

本日もよろしくお願ひします。

限られた時間内で有意義な会議にできるよう、議事進行につきましては、皆様方のご協力をお願ひします。

本日の協議会は公開として、傍聴者の希望を募っています。その点について、事務局からご報告お願ひします。

障害者福祉課計画係長

江戸川区ホームページにおきまして傍聴者の希望を募りましたところ、4 名の方に申し

込みをいただき、本日、3名の方がロビーでお待ちになっています。
皆様のご了解をいただけた場合は入場していただきます。

会長

ただいま事務局より傍聴について説明がありました。委員の皆様、よろしいでしょうか。

委員承認

会長

それでは、傍聴の方に入室いただいでください。

傍聴人入室

会長

それでは、次第に沿って進めます。

議事1「江戸川区の地域共生社会における障害者支援について」につきまして、事務局より説明をお願いします。

障害者福祉課長

7月の第1回地域自立支援協議会におきまして、今年度の年間取り組みテーマといたしまして、平成29年度から引き続き、「江戸川区の地域共生社会について」をテーマとして決定しました。

この協議会におきましては、障害のある方が、一日でも長く地域生活を送れるためにどのような支援ができるか、ご意見を皆様からいただければと考えています。

平成29年度の第2回協議会におきまして、「江戸川区の地域共生社会における障害者支援の課題について」をテーマとして設定しまして、皆様からさまざまなご意見をいただきました。その中で、事務局で五つの項目にまとめました。

本日は、「障害者の理解促進」、「障害者の社会参加」につきまして、ご意見をいただきたく存じます。

平成29年度第3回の協議会の際に、「障害者の理解促進」につきましては、「地域社会の中で障害者への理解が進み、偏見をなくしていくことが必要である」、「身近なところに、障害のある子どもを知ってもらうことが重要」とご意見をいただきました。また、「障害者の社会参加」につきましては、「障害者が地域社会に参加して、活躍できる機会を作っていくことが課題である」、「障害者が支援する側になって社会貢献するようなシステムが作れるかどうか」とご意見をいただきました。

このようなご意見も踏まえまして、本日は障害者の理解促進や社会参加につきまして、ご意見をいただければと思います。

会長

意見交換に入る前に、事務局にご質問がありましたらお願いします。

質問なし

それでは、副会長より順次、席次の順にマイクを回しますので、「障害者の理解促進」と「障害者の社会参加」につきまして、障害者の理解促進や社会参加につながった事例などをお話しして伺っていきたいと思います。

時間の制約もございますので、お一人3分程度目安にお話しいただければと思います。

副会長

障害者の理解促進について、私自身が内部障害者として経験した中で、障害の度合いによっていろいろあるとは思いますが、まず一つできることとして、当事者自身が積極的にさまざまな機関に、「私たちの障害はこのようなことで、このような配慮が必要です」と訴えていくことが必要であると思います。

文章や話などのみで理解をしてもらうのは、少し難しいかと思しますので、交流の機会を少しでも増やすことが、障害者の理解の促進につながるのではないかと思います。

また、障害者の社会参加につきましては、私の事例でいきますと、たまたま私は、自分が持っている能力を活かせる職場を紹介していただけましたので、透析以外は問題なく通常の社会生活を送っています。人それぞれ、さまざまな能力を持っていますので、それぞれの方が持っている能力を引き出す支援をしていく機関が必要なのではないかなと思います。

また、区民の皆様からも、あまり重荷にならないようなことであれば、支援はしていただくことができると思いますが、ただ何をしたいのかわからないことが実態であると思います。そういった区民と障害者をつなぐ機関が充実していかないと、障害者の理解促進や社会参加は進んでいかないのではないかなと思います。

委員

理解促進について、現在、視覚障害を取り巻く環境は、少しずつよくなってきていますが、見えないハンデがありますので、それを相手にどのように伝えるか一番難しい課題であると思います。

行政の意思疎通支援について、見えない意思を伝える一つ的手段として、ガイドヘルパーの支援をいただいて外出をしています。また、意思疎通するために必要な読み書きについては、ガイドヘルパーを通じて同行援護サービスを使わせていただいています。

これを、もう少し広げ、国の施策とは別に江戸川区独自の持ち出しのようなものができればよいと私どもは思っています。

また、2月1日より自主的に生活サポート事業を立ち上げて、ひとり暮らしの視覚障害者や全盲夫婦に支援を始めました。アイフレンズ江戸川の支援員を通じて、これから独居の方を中心に、もう少し幅広く事業として行い、近い将来行政の力を借りて、新しい事業が展開すれば、さらに区民の理解が深まるのではないかと考えています。

現在のところ、自助・共助のスタート台に立ちました。自助で行いながら、共助の部分で少し肉づけをしていただいて、足りないところを公助にお願いして、微力ですが、ご支

援いただきながら進めていきたいと思っています。

委員

精神障害の場合、最近、新聞やニュースなどでいろいろな支援について、具体的な話まで伝わっている内容があると思います。その一方で、何か事件が起きると、すぐに精神障害ではないかという目で報道していることが多々あるようです。

私たちの家族会も、東京都の家族連合会に入って活動していますが、そのような報道はどうか、現在、連合会から抗議として申し出ています。それに対して、報道が「間違えました」ということが全く見えてこないのが、一般的に社会では、精神障害のある人は怖いイメージが強くあると思います。そのような偏見を一つ一つ解消していただきたいなと思っていますが、大きな事件があると、そこを突破していくことは無理なのだなと強く感じています。そのような点でも、社会全体でもう少し理解していただきたいと願っています。

委員

社会参加や外出について、身体障害者は、交通の便や保護者の高齢化により、社会に出ることが少ないかなと思っています。なかなか外出が難しいので、休日などにはヘルパーをお願いしたりして、外出しているようです。

前回、障害について地域に知ってもらったことで、社会参加するお話がありましたが、私も家にこもってテレビを見ていることが多いので、今後はもう少し積極的に社会参加できたらよいなと思っています。

委員

社会参加については、先日、中学校の実習で高齢者のデイサービスに行かれた方がいまして、そのような福祉的就労も学校で視野に入れていただくことができると、社会参加も促進されていくのではないかなと思いました。

理解促進については、大田区や江東区では、ペットボトルの底をくり抜いて、そこから地面を見ると歪んで見え、字も歪んで見えるなど、知的障害や発達障害の方は、このような生きづらさを抱えていることを地域の子どもたちに知ってもらうため、キャラバン隊が活動しています。江戸川区でも江東区などと共同で、親の会がそのようなキャラバン隊を呼んで、子どもたちが集まるところで活動を検討しています。

草の根的な運動をしていかないと、どうしても理解は得られませんし、社会参加もなかなか難しい部分があるのかなと思い、これからさらに考えていきたいと思っています。

委員

障害者団体関係者の意見としてお話しします。

10月11日に、江戸川区精神障害者施設連絡会におきまして、意見を募りました。

まず、精神障害当事者の方が、なごみの家を利用することにより、精神障害者への理解や地域社会への参加が着実に進んでいると意見が挙がりました。

「障害者の理解促進」についての具体例として、江戸川区民まつりへの参加、施設への地域住民の受け入れ、病気や障害の知識に関する講演会の開催、インターネットでの情報

発信、障害者雇用個別支援を通じた生涯教育、地域活動サークル活動への参加、ギャラリーやフリーマーケットの開催などが挙げられました。

課題としては、居住支援を行う中で、ひとり暮らしの物件を借りる際、不動産会社の許可が出ても大家から断られてしまうケースが多くなった、物件の家賃が上がって借りづらいなどの意見があり、これらについて、今後、地域共生社会を目指しているなごみの家に相談できる関係を作っていきたいと意見が挙げられました。

また、障害者の社会参加の取り組みとして、就労を通じた社会参加の支援、障害者就労支援雇用促進フェアの開催、産業ときめきフェア、芸術フェスティバルへの参加などがあります。

課題として挙げた意見は、個人のニーズに合わせた社会参加の難しさとして、社会参加をあえて求めていない方もいます。これらの課題についても、地域の身近な相談窓口として、なごみの家と相談や支援の連携を図り、地域共生社会を目指し、協働していけたらと思っています。

委員

障害者支援施設の開所をして15年目に入っていますが、開所時は、近隣の方の偏見があったと思います。その中で、日々活動して外へ出ることを目標に、散歩や買い物、町会行事には参加をして、交流を深めていく中で、少しずつ理解されてきたと感じています。

しかし、開所してから15年経ち、利用者の重度化や高齢化が進んでいる中で、外に出ることが、少しずつ狭まってきているかなと実感していますが、ボランティアや絵の先生に来園してもらう中で、展示会に出展など社会参加につなげています。現在も、可能な限り利用者の方の意思決定がかなえられるように、外出や外食の機会は維持しながら、その幅が狭まらないように、これからも行っていきたいと思っています。

委員

知的、身体、精神のいろいろな連絡会の情報共有網を作ろうというお話の中で、幾つかの例が出ました。

どの様な障害があろうともひとり暮らしをしたい方はいるのですが、理解をしてくれている大家と全く理解をしてくれない大家、大家は理解していても不動産会社の理解が難しく断られてしまうところもあれば、理解してくれるところもあります。

どこの不動産会社がどのように理解をしてくれるという情報が、福祉事業者になかなか行き渡らないので、事業者は非常に探しづらいため、なごみの家でそういった情報共有ができたらとお話をしたところです。

委員

主に精神疾患を抱えた方への福祉サービスを提供している事業を運営していますが、事業者の立場として、基本は、個別の丁寧な支援を通して社会参加や理解促進を行っていくことがベストなやり方であるかと思っています。

それに加えて、住居、住まいの問題についてご意見が出てきていますが、区内でサービスを提供している相談支援事業者でも課題として挙がっています。

社会参加や理解促進は、ある程度仕組み作りが必要かと思っています。各事業者が行うことや、行政ができることはあるのか、相談支援連絡会では、住宅施策を所管する部署と連携して何かできないのかと意見を出しているようです。

また、仕組み化において、社会参加の事例で、私自身が関わっていた活動として、生活訓練の事業所で音楽のプログラムを行い、そのプログラムをそのまま地域でボランティア活動として展開していきました。その一つとして、宮城県の気仙沼市の仮設住宅に3年間通い続けることを行いました。

続けられた理由として、我々は、ただ社会参加のためにやることではなく、社会参加をするときに、地域が必要としていることは何だろうと考えて、それが提供できる仕組みを、音楽を活用して作りました。そこで、比較的受け入れてくださるところがあったのかと思っています。現在では、池袋のホームレス支援拠点で行うなど参加の仕組みを作っています。

また、一番大切なことなのかもしれませんが、社会参加や理解促進をテーマとした話し合いや意見交換などが、継続して行える仕組みが必要なのではないかと多くの支援者から意見が出ています。

委員

地域の方にいかに障害への理解を進めるか、現在、私どもが担わせていただいているなごみの家で精神障害の方は、結構ご利用になっています。その中の事例として、最初はどのように接したらいいかなどがありましたが、何回も経験していくうちに、お互いに心を開いて対応できるといった事例も出てきています。理屈ではなく、その機会をいかに増やしていくかが成果であると思っています。

そこで課題となるのは、精神障害以外の方にもいかにご利用いただいているかです。何回かこの場でテーマになっていますが、皆様にいろいろと具体的に相談させていただきながら行っていくことになるかと思えます。

なごみの家は、どのような方も気持ちよくご利用いただくことができることを原則に行っています。そのことを理解した上でご利用いただく中で、障害のある方に対する地域への理解は、この場で機能していくのではないかと考えています。

なごみの家は皆様とご相談させていただきながら進めていくことが一番大切であり、これからも対応していければと思っています。

委員

社会参加について、ハローワークでは障害者の雇用促進法に基づきまして、1週間の労働時間が20時間以上働けるよう企業に就職を斡旋しています。

12月3日に江戸川区と共催で開催する障害者就労支援雇用促進フェアの中で、1時から4時半まで就職面接会を開催します。参加企業は、28社参加いただくことになりました。現在、一覧表を江戸川区の就労支援センターの利用者に印刷、製本までしていただいて、ハローワークに納品していただきました。一覧表は参加窓口に来られた方に配っています。ハローワークのパソコンでも検索ができ、紹介は紹介状が必要なので、11月8日から面接の予約を承ることにして、多くの方の応募をお待ちしています。

また、今年の4月から障害者の雇用率が2%から2.2%に上がりました。ハローワークでは企業に雇用を進めていただくために、精神障害者・発達障害者雇用トータルサポーター出前講座を開催しています。これは、精神障害や発達障害の方がどのような特性があり、どのようなことに配慮をしていただければ仕事が続けられるかを、会社で働く従業員に理解をして受け入れを容易にさせていただくために、ハローワークから会社に出向いて、90分程度の講座を開いています。これも、求人を出していただいている会社からの要請で、月に2回はいろいろな会社へ行ってお話をして理解をしてもらっています。

先日は、知的や身体の障害の方を何十人も受け入れていただいているある会社から、仕事の途中で寝てしまうことや休みがちなど、それぞれ個人差はありますが、お互いの障害特性の理解がされていないので、障害のある方の中でもトラブルが発生することもあると依頼を受けました。各障害の方の特性についてお話をさせていただいて、お互いに理解をしていただくことも必要なのかなと感じました。

また、中央省庁の雇用率水増しについて報道されていますが、人事院が国家公務員障害者選考試験を、障害区分の区別なく、一律に募集をして、1次選考で試験と2次選考で面接を行い、障害者も雇用すると報道されました。一次選考が2月3日の予定で、今年の12月3日から12月14日までの申し込みを受け付けについてもホームページで公開されていますので、応募されたい方はお申し込みをいただければと思います。

委員

障害者の雇用の問題で、国の対応が新聞、テレビで報じられていますが、障害者の人に対し、失礼なことであると私自身は思いました。また、障害者の給料について、普通の健常者の給料が20万円とすると、それ相応の給料をもらっているのかどうか、何割か国や区で援助してもらっているのかを聞きたいなと思いました。

また、先ほど住居が借りにくいと話がありましたが、生活保護の方は住居が借りやすく、障害のある方には借りにくいようで、区側でご指導していただければと思います。

なごみの家については、近くにあるので、現在、おまつりの残り物などを差し入れしています。利用されている方は高齢者の女性が多く、非常に明るくて、和気あいあいとした雰囲気です。ただ、障害のある方はあまり来ていないようです。ポイントカードも順調に発行されていますので、暮れあたりには交換が出るかと思っています。

福祉部長

雇用率については、江戸川区はきちんと対応させていただいてございますので、ご承知おきいただければと思います。

障害の方の給料につきましては、普通に給料をもらっている方もいます。その方の能力によって給料が変わってくるのが実情です。これはハローワークがよく知っているかと思いますが、障害者だから安いということよりも、障害があってもさまざま、極端に言えば、その方の能力に応じて我々よりも給料をいただいている方もいると思います。

住居につきましては、確かに生活保護の方はお金がきちんと入るということで、入居することができている方もいます。障害の方は、いろいろなイメージもあり、どうしても入居を渋られてしまうこともあります。現在、都市開発部住宅課を中心に、住宅の確保する

ことが困難な方について、何とかしていこうと協議会が不動産会社と一緒に始まっています。その様なところも活用しながら不動産業界の皆様にもお話を聞かせていただければと思っています。

なごみの家の利用は、確かに現在、熟年者の方とお子さんを中心に、障害のある方については課題であると思っています。例えば、身体障害の方は個体差があり、空き店舗を活用しているので、なかなかご利用しにくいところや、知的障害の方はどうアプローチしていいのか難しいなど課題があるかと思います。例えばではありますが、希望の家やみんなの家などで散歩の途中に寄って、顔を出すところから行ってみるなど、いろいろと議論するよりも、何とか利用していただくことができるようなことを考え、来ていただくことより始めるのが一番よいと思っています。いろいろとその現場での理由はありますが、そこを乗り越えるところで、来ていただくことができるよう、我々も何か工夫をしなければいけないかと思っています。

委員

江戸川区の中学校は33校ありますが、そのうち9校の中学校に特別支援学級が設置されています。この特別支援学級は、知的障害の方の学級です。

この学級の2年生と3年生は、江戸川区商店街連合会にご協力いただき、チャレンジ・ザ・ドリームで、就労体験をさせていただいており、大変ありがたいと思っています。

また、通常の学級の生徒については、チャレンジ・ザ・ドリームで福祉的な施設でいいますと、保育園や近隣の高齢者の施設へ希望する生徒はいます。しかし、障害者施設を希望する生徒は、あまりいません。生徒が希望するところは、華やかなところばかりになってしまうので、いろいろなところを知って学ぶ姿勢を持たせる仕組みを考えています。

また「障害者への理解促進」について、資料記載の意見に「身近なところに、障害のある子どもを知ってもらおう」とありますが、副籍生徒として、二之江中の学区内にいる生徒が今年は一人在籍しています。ただし、残念なことに間接交流にとどまっております、直接的な交流は現在、ありません。もう少し施設的なところが整えば、気軽に来ていただけるかと思っています。前任の学校では、区にお願いして、選挙のときに使うスロープをお借りできましたので、そのようなこともまた考えていきたいなと思っています。

委員

知的障害の高等部の単独校でございます。

産業ときめきフェアについて、去年から、作業製品の設置を始め、その後、販売も行いました。販売も教員のみだったのですが、「子どもにやらせて」とオファーをいただきました。お互い分かり合い大丈夫だからと、ずっと入れていただき、また、江戸川区が産業フェアでも問題なく対応していただき、本当に身近にわかっていただくものだなと思っています。

次に少し広げて地域を考えたときに、例えば松江一中で行っているふれあいサッカーなど、「同年代の者が同じスポーツで関わりましょう」とお声がけをいただけるのはとてもありがたいと思っています。また、松江南地区に本校があり、地区の運動会に東小松川のTシャツを着て参加させていただき、その他にソフトボール大会についても、「ご近所で

一緒にやろう」と、お互いにすぐ声をかけられる関係が、近隣や身近なところであります。

学校では、江戸川区の信金協議会を通じて、7月から小松川信用金庫の篠崎支店、東栄信用金庫の本一色支店などで、本校の作業製品の展示をさせていただいています。カタログも置かせていただいて、信用金庫の方で製品の販売について掲示していただき、現在、1カ月ごとに江戸川区の信用金庫をめぐっている状況です。それも、周りのロータリークラブや信用金庫などの理解があってこそで、生徒たちをわかっていただくことができますので、とてもありがたいと思っています。

雇用促進フェアも第11回となり、福祉説明会を江戸川区の声かけで、本校と一緒にやるようになり4回目になります。それがうまく行うことができるのは、周りの人が「このようにやったらさらによいね」とお互いに言い合える関係を、江戸川区が作っていただいているためです。また、本校と鹿本学園で一緒にできるというのもなかなかなく、他区にはない状況なので、ちょっとしたことが広がり、一つになるよい状況と思います。

最後に、障害者の支援をする側になって本校の力が発揮できる場所として、例えば、農園芸や清掃などで、お手伝い隊として伺い、ウィンウィンの関係になると、さらに広がるかなと考えています。

委員

本校は、肢体不自由の小・中・高等学校と、知的障害の小・中学部の児童・生徒が通っている学校です。その中で、本校が行っていることを少し紹介します。

まず、障害者への理解促進として、身近なところに障害のある子どもを知ってもらうこととして、交流学习を行っています。近隣の学校として、小学校は鹿本小、本一色小、上一色南小、中学校は鹿本中、高校は小岩高校と交流しています。副籍とって、障害のある子どもが副籍校に行き交流することもあります。どうしてもお客さんみたいな感じで、見ているだけか一緒に何かをしても、なかなか仲よくなって帰ってくるまで進むのが難しいのが現状です。

その中で交流学习では、ダンスや運動会でお馴染みの種目として、台風の目やデカパンレースなどで一緒に楽しむことを通じて、身体を触れ合い、手と手を合わせ、肩を組み合せて交流活動を行うことにより、仲間意識が生まれてくると思っています。大人になってからであると、どうおつき合いしてよいのかとなることもありますが、子どものころは、割と抵抗なくでき、子どもたちはすぐに仲よくなります。

そのような子どもたちが、大人になり、大人になり、家庭を持つようになり、お父さんお母さん方が既に交流学习をしているような時代に入っています。その子どもたちも互いのことを知り合っているという関係が生まれ、非常にいろいろなことに関して協力的に支えていただいているなと思っています。

次に今年初めて行ったことですが、1泊2日で宿泊防災訓練を実施して、本一色自治会婦人部の方に参加していただきました。肢体不自由の生徒でもこんなことまでできるのだなど、一緒に夕食のカレーを作ってもらうことによって知っていただきました。また、防災の備蓄倉庫やいざというときにはどこに何があるかなどを始め、知的障害の子どもたちの様子も見ていただいて、自分で自分のことができることなども知っていただきました。子どもたちの様子がよくわかりましたと言っていただき、そういったことをどんどん広げ

ていきたいなと思っています。

障害者の社会参加については、8月26日に実施された本一色自治会の防災訓練に本校の肢体不自由の高等部の生徒と教員が参加してまいりました。地域の防災訓練に参加することによって、自分たち車椅子で生活する者がきちんと「これが不便です」、「このところを直してください」、「そうじゃないと通れません」など、自分たちが移動のために非常に苦労することを、実際に知ることができ、自分たちから発信していくことで、自分たちのみではなく高齢者の方や車椅子を使われている方にとっても役に立つことを、意識していくことができます。

また、本校は東京都教育委員会の事業で地域貢献活動の推進校となっています。これは、生徒たちが地域に積極的に貢献していくことによって、地域に役に立つことや自分たちの自尊感情を高めていくことを、主に狙っている事業です。10月19日に、知的障害の中学部の代表生徒と肢体不自由の中学部の代表生徒が一緒になって、本校の近所にある特別養護老人ホーム「アゼリー江戸川」の利用者と一緒に運動会で踊ったサンバのダンスの披露や雨二モマケズの詩の朗読、唱歌ふるさとや秋などを発表させていただきました。利用者が涙を流さんばかりに感激されて、「また来てください」と言われました。子どもたちも非常によい思いが残り、今後も続けていきたいと思っています。

委員

地域住民から見ますと、障害者に対しての偏見の考え方が、あまりよくないと思っています。地域との接触が非常に少なく、お互いの通じ合うものが見出せないまま来てしまい、そのために、地域住民の理解が不足してしまっていると思います。

なごみの家のお話がありましたが、地域の受け皿としてできることを地域の住民として努力が不足しているのではないかと考えています。自分たちが障害のある方に対して、どのようなことができるのかを、こちらから発信して、それを受けて、障害のある方も大いに活用していただき、共有できればよいと思っています。

なごみの家を利用できることを前向きに理解していただいて、障害という殻をなくして、社会参加を前向きに考えていただければよいなと思っています。

私たち民生・児童委員は、例年、ひとり住まいの調査を10月から行っています。今年度から、江戸川区社会福祉協議会と共催しまして、障害のある方のご自宅を訪問させていただける機会をいただきました。障害のある方と接点があったことが非常に大事かと思っています。私たち自身が、障害者がどこでどのように生活をしているかという情報が少ない状況です。私たち民生委員も先頭に立ち、障害のある方といろいろなお話をすることができたので、なごみの家の話もしながら、お互いにさらに共有して、社会参加を可能にしたいと考えています。11月、12月に予定していますので、訪問をさせていただいて、いろいろなお話をお聞きしたいと願っています。

委員

江戸川区歯科医師会は、区内で250の会員診療所と、一之江にある口腔保健センターを通じて、口腔の健康維持に協力させていただいています。近年は、虫歯、歯周病の治療だけではなくて、接触嚥下と口腔ケアの2点に重きを置いた治療を重要視する傾向になっ

ています。

接触嚥下と口腔ケアがなぜ大事かというと、口の中には、何兆もの単位の常在菌がいます。口を通った食べ物が、当然、通常は食道に入り、飲み込みと咀嚼の状況がいま一つの方の場合には、非常に汚れている口の中を通った食べ物が、喉の食道ではなくて、一部気管に入って起こす誤嚥性の肺炎になってしまいます。誤嚥性の肺炎について、昨今、非常に耳にするようになりまして、それだけ患者さんが多くなっている傾向にありますが、その誤嚥性の肺炎を予防するために、接触嚥下、飲み込むこと、咀嚼の他に、口腔ケア（口の中をきれいにする、維持する）ということが非常に重要になってきます。また、インフルエンザについて、口腔ケアがきちんとできていれば、インフルエンザの罹患率も極端に下がるデータもしっかり出ています。

その辺も含めた治療を、会員並びに口腔保健センターは、近年、心がけています。飲み込み、咀嚼に関して、いまひとつ問題がありそうな方がいましたら、指導、治療も含めて行いますので、ぜひご利用してください。

なごみの家に関しては、口の中の健康維持に対する相談窓口として代表の歯科医師を一人ずつ、派遣しています。そこでもぜひ利用していただければ幸いです。

会長

ありがとうございました。本当に皆さん、いろいろ多岐にわたり、非常に貴重なご意見いただきましてありがとうございます。

私からは医療の立場としてお話をします。医療本来の活動という場合、治療や患者との携わりになり、飲み込みへのサポート等も活動として歯科医師と同様に行っています。

私自身の意見としては、理解の促進、情報提供、情報共有において、いろいろな医療機関があるため、どういった治療ができるのか、どこにどういった医療機関があるのかといった情報を、提供していかなくてはならないと思っています。近年、そういったことでホームページやいろいろなパンフレットで、専門医療機関がどこにあるのか、どのような先生がいるのかといった情報提供を患者さん向けに行っています。

また、それだけではなく、医療に携わる関係者として、歯科医師、介護事業者など、いろいろな方々と関わっています。そういった方々と、情報共有を行うことは、非常に重要です。一人ひとりがサポートするよりも、みんなが集まって情報を共有して、連携し合ってサポートすることによって、1足す1が3になるような力が出てくるのではないかとということで、情報共有の場を設けています。

ただしこれは、私も幾つか参加していますが、「どこどこは何ができて、我々のところは何ができます」ではなく、「我々はこのようなことはできるけど、このようなことはできないし、このようなところで困っている」、「我々はこの時間には対応できるけど、このようなことはちょっと難しい」と、できないこと、できることを知ってもらうということが非常に重要なのかなと思います。「医者だから、何かあればすぐ見るのでしょうか」と言われても、医療機関によっては専門の先生がいない時間があるなど、我々がどういった立場で仕事をしているのか知ってもらうことも必要ではないかと常々感じています。

理解と社会参加として、このようなつながりというのは、両輪で進んでいく事が大事です。理解がなければ、就労も含めて社会参加にはつながりません。流れを一緒に進み、理

解するという場を育てていくことが必要なのかなと思っています。お話がありました草の根の活動も重要ですし、ここで話した地域での生活サポート事業として、少しずつ周りが育ててサポートして大きくしていくことが必要なかと私自身はと思っています。

この協議会のテーマである共通理解の醸成について、醸成という言葉自体は、徐々に作り上げていくことを意味していますので、いきなり、ぱっと100点満点のことができ上がると思っていません。この様な活動を、地道に我々専門職の事業者団体が育てなければなと思います。

それでは、本日の意見交換の内容等も含めまして、皆様場で共有していただければ幸いです。

今回は、障害者の安心できる住まい（ご本人や家族の高齢化が進む中での対応策）を小テーマとして、皆様からご意見をいただきたく存じます。よろしく申し上げます。

では、続きまして議事の2「情報共有・その他」につきまして、事務局からお願いいたします。

障害者福祉課長

事務局からは、3点ご報告をします。

最初に、この協議会で毎回ご報告をさせていただいています障害者差別解消法につきまして、情報提供と相談事例を報告します。

まず、情報提供としてまして、「東京都障害者への理解促進及び差別解消の推進に関する条例」のチラシをご覧ください。こちらは、障害を理由とする差別の解消の推進につきまして東京都の基本理念を定めた条例で、10月1日に施行されています。

主なポイントとして3点あります。1点目といたしまして、「合理的配慮の提供の義務化」です。障害者差別解消法におきましては、民間事業者の合理的配慮の提供につきましては努力義務とされています。この条例におきましては、差別解消の取り組みを一層推進するため、民間事業所も含めまして合理的配慮の提供を義務化しています。

2点目は、「紛争解決の仕組みの整理」です。相談支援を行っても解決しない事案につきまして、紛争解決の仕組みとして、新たに公正中立な立場で斡旋を行う第三者機関としての調整委員会を設置し、斡旋・勧告・公表などを行うことができます。

最後に、「広域支援相談員の設置」です。障害者差別にかかる相談に的確に応じるために、東京都に広域支援相談員を設置します。障害者差別に関する相談につきまして、障害者の方や関係者からだけでなく、民間事業者からの相談につきましても受け付けます。

なお、東京都におきましては、本日配布したチラシの他に、詳細版の資料の作成も進めていると伺っています。また、普及啓発事業として、事業者向けの説明会や都民向けのシンポジウムの開催、また、その他の活動として、事業者からの申し込みにより、東京都の職員が派遣して行う出前研修も今後行う予定と伺っています。この件につきましても、今後、随時、情報がありましたら提供します。

次に報告事項として、障害者差別解消法に関して、実際に寄せられた相談事例のご報告です。

小学校のすくすくスクールに参加している肢体不自由児の保護者からの相談事例です。すくすくスクールで利用する教室が2階にあり、一人で階段の昇降ができずに危険なため、

児童にあった高さの手すりの設置や、2階にもトイレを設置してほしいと相談がありました。対応として、2階にはすすくすくスクールで使用する部屋だけでなく、図書室もあるため、学校としても手すりの必要性があると判断しまして、階段に手すりの設置を行いました。トイレにつきましては、1階にあるトイレを手すりがあるものに改修して、環境の整備を行ったところです。結果として、児童が階段の昇降を一人でできるようになり、1階のトイレも自分一人で行けることができるようになりました。

相談事例の報告につきましては以上です。

次に今年で第11回目となる江戸川区障害者就労支援・雇用促進フェアのご案内です。

12月3日の月曜日、正午から午後5時にかけて、タワーホール船堀の1階展示ホールと2階のイベントホールにおきまして、江戸川区とハローワーク木場、都立白鷺特別支援学校、都立鹿本学園の共催ということで開催をします。

当日は、障害者と企業との仕事のマッチングをテーマにした講演会、障害者福祉制度の説明会、区内の障害者福祉施設の紹介、相談のコーナー、就労されている障害者の方の写真を展示する展示パネル展、就職面接会も予定をしています。

昨年も、面接会におきまして214件の面接をしていただいた中で、14名の方の採用にもつながっています。盛りだくさんな内容となっていますので、もしお時間がありましたら、お立ち寄りいただければと存じます。

続きまして、江戸川区のいのちを支える自殺対策とリーフレットにつきましては、健康部からご説明します。

健康部副参事

資料2をご覧ください。

健康部保健予防課いのちの支援係が中心となって自殺対策、未遂者支援を中心とした事業を展開しており、今年の3月にいのちを支える自殺対策計画を策定いたしました。これは日本全国で、法に基づいて自殺対策計画を作るよう義務化されているもので、今年、来年に向けて各自治体がついているところを先駆けて、13自治体が昨年度中に作り上げ、その一団体が江戸川区ということで作った計画になります。

この計画には、いのちを守る支援といのちを育む支援といった子どもから熟年者までの対策が盛り込まれておりまして、江戸川区における自殺の現状、自殺者の推移、区内の事務所管区域別の死亡率の比較などをデータ化した内容となっており、区のホームページに掲載しています。

区役所内の各部、各課を通して区内の事業所、関係機関、関係団体、区民一丸となって取り組むべき内容が細かく盛り込まれ、死にたいという気持ちに寄り添う直接的な自殺対策の支援から、いのちを育む、または健やかな心身を保つ支援まで200を超える事業が盛り込まれています。

こちらの計画が目指すところは、区民の皆様が生きがいを持ち、地域で安心して暮らすことのできる、誰も自殺に追い込まれることのない江戸川区の実現が目的として掲げられています。その意味では、この地域自立支援協議会の目指すところとも合致しているのではないかと考えています。

また、ハンカチ型のリーフレットを配布させていただいています。柄はさまざまですが

内容は同じです。見えにくい字で表側の折り込んだところに、「誰にも話せないことを、話せる場所があります。」とさりげなく書いてあります。あまりそういった字が目立ち過ぎると手に取りにくいいため、意図的に目立ちにくい字でさりげなく書いてあるリーフレットになっています。この中には家族であっても、あるいは友達であっても相談しにくいようなことを相談できる場が列記してあります。このような内容で悩んでいる方がいたら、そっと手渡していただきたいなとも思います。また、皆様の各関係団体、関係機関の方々に配布する機会があれば、いのちの支援係にストックがありますので、お声かけていただければお届けに上がります。ぜひ区民の皆様、関係団体の方にお渡ししていただければと思います。本日は参考として一部ずつ配らせていただきました。どうぞよろしくお願い致します。

障害者福祉課長

議事の2につきましては、以上でございます。

会長

ありがとうございました。ただいまの報告につきまして、委員の皆様方からご質問などございましたらお願いします。

よろしいでしょうか。では、他に事務局からご連絡などございますか。

障害者福祉課計画係長

事務局からは平成30年度東京都自立支援協議会のセミナーのお知らせと次回の協議会の日程についてご連絡します。

まず、平成30年度東京都自立支援協議会セミナーにつきまして、12月12日水曜日1時半から4時半まで、練馬区立産業プラザココネリホールにおいて、東京都心身障害者福祉センター主催によりまして開催されます。

今回のテーマは、地域移行や地域生活をしている当事者の方にお話をいただき、障害のある方が地域で安心して暮らすために、地域でどう支えていくかを考える内容となっています。

参加をご希望される方につきましては、チラシの裏面に申込書がございますので、申し込みをお願いします。

続きまして、第3回地域自立支援協議会の日程ですが、平成31年2月7日木曜日、午後1時30分から開催を予定しています。会場は、ここグリーンパレス5階孔雀の間1・2で開催を予定していますので、よろしくお願い致します。会場が5階に変わりますので、よろしくお願い致します。

会長

ただいま事務局から説明がありましたが、次回の協議会の開催についてご予約をお願いします。後日、事務局より開催通知をお送りします。終了時間が迫っていますが、何か皆様方からございますか。

よろしいでしょうか。それでは、皆様のご協力により、無事協議会を終了することがで

きました。

以上をもちまして、第2回江戸川区地域自立支援協議会を終了します。本日はどうもありがとうございました。

閉会時刻 午後2時51分